

## 相 談 事 例

ID : 05-01-010

相談タイトル

増改築の時の住宅ローン控除について

Q : ご相談内容

増改築の際に住宅ローン控除制度は適用されますか。

A : 回答

下記のような条件に当てはまる場合は、住宅ローン控除が受けられます。

増改築後の床面積（登記簿面積）が50㎡以上で自己所有の建物であること  
工事金額が100万円超  
増改築日から6ヶ月以内に住み、控除を受ける年の12月31日まで住んでいること（その他の条件もあり）  
借入金の償還期間が10年以上

床や室内壁などの主要構造部分を対象に、半分以上の工事をした場合や、居室や浴室など一室について床や壁の全部を修繕した場合に適用されるものです。（耐震）、バリアフリー、省エネ、同居対応、長期優良住宅化リフォーム工事のために増改築工事を行った場合には、通常の住宅ローン控除に代えて特定増改築のための住宅ローン控除を受けることができます。